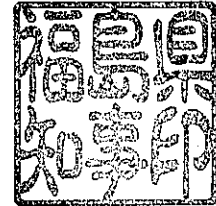


3環共第1347号

令和3年7月28日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直しについて

(諮問)

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直しについて

2 諮問理由

事業場から公共用水域に排出される排水に係る法に基づく排水基準のうち、一部の業種に対して適用されている「カドミウム及びその化合物」及び「亜鉛含有量」の暫定排水基準が適用期限を迎え、見直されることから、これと整合性を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。）で定める上乗せ排水基準を見直すため。